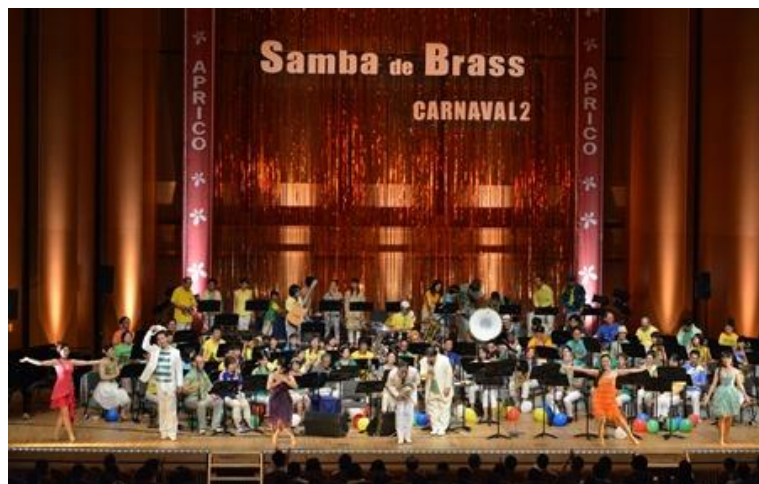


# 平成 27 年度 事業計画書



「大田区学校出張コンサート」



「龍子記念館ワークショップ」

「アプリコみんなの音楽祭」



公益財団法人 大田区文化振興協会

## I 計画の策定にあたって

公益財団法人大田区文化振興協会（以下「協会」といいます。）は、昭和 62 年 7 月、区民の連帯と協調の輪を拡げ地域文化活動の振興に努めることで、活力と思いやりのある文化福祉都市・大田区の実現に寄与することを目的とする財団法人として設立されました。平成 22 年 4 月には公益財団法人へ移行し、地域文化振興に取り組む公益目的の団体として、大田区と密接に連携し、大田区の文化拠点施設の管理運営や、文化芸術鑑賞事業の提供ならびに区民の自主的な文化活動の支援等を行っています。

平成 27 年 3 月、大田区は「大田区地域文化振興プラン」を改定し、「大田区文化振興プラン」を策定しました。プランにおいて、当協会は、区のパートナーとして位置付けられており、さらに連携・協力を進めるとしています。このプランの中で、地域文化活動を通じたまちの活性化や地域コミュニティの広がりを生み出していく」ために次の 11 項目の役割を求めています。

- 1 区が政策・立案した文化施策を実施主体となって担い、推進すること。
- 2 文化拠点施設の運営を通じて文化活動の場を広く区民に提供すること。
- 3 区民の自主的な文化活動を積極的に支援すること。
- 4 区民・文化団体・企業・学校など多様な文化活動の担い手をコーディネートするための専門人材を育成・確保すること。
- 5 子どもが良質な芸術に触れ、学ぶ機会を創出すること。
- 6 地域文化資源の保全と活用を図ること。また、潜在する地域文化資源を掘り起こすこと（山王草堂記念館や尾崎士郎記念館資料の調査・研究の推進など）。
- 7 コンサートや展示企画などの事業により、区民が幅広いジャンルの良質な芸術文化に身近に触れる機会を拡げること。
- 8 地域の文化・芸術の育成・発信により、文化活動の活性化を図ること。
- 9 さまざまな団体とのネットワークの構築と区内で活動している文化団体の情報の収集・発信をすること。
- 10 社会的課題の解決を視野に、文化の持つ力を教育や福祉などのさまざまな分野に活かすこと。
- 11 大田区主催の文化事業等における連携強化を図ること。

この「大田区文化振興プラン」の改定を受け、当協会では平成 23 年度に策定した中期基本計画を、区から求められている役割を念頭に、区と連携して区の文化振興を推進していくために、改定してまいります。

平成 27 年度の事業実施にあたっては、パートナーとしての役割を果たすとともに、「大田区文化振興プラン」を念頭に、引き続きさらなる経営改善に取り組めます。また、業務内容全般の必要な見直しを図りながら、より公益性の高い事業の効率的・効果的な実施に取り組んでいきます。

平成 24 年 6 月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、劇場等の設置者または運営者に対し、運営方針の明確化、質の高い自主事業の実施、人材の育成・確保、普及啓発活動等についての対応に努めるよう求めています。この目的をふまえ、「国際都市おおた」にふさわしい、地域の発展・国際文化交流の円滑化を進めるため、当協会はホール施設等での自主事業の展開、大田区の文化資産の有効活用、地域文化芸術団体の活動支援、国際交流事業等を推進いたします。また、大田区及び協会の文化情報や、地域の文化情報を、情報誌やホームページを通じて、総合的・体系的に受発信を行います。

そして、区民の快適な文化活動の場の確保と活動支援に積極的に取り組むことにより、大田区における地域文化の豊かなネットワーク形成と活性化に努めていきます。

## Ⅱ 基本理念

当協会は、大田区における文化振興を図り、もって地域活性化と魅力のある文化のまちづくりに寄与するため、区と連携して、地域の活性化に全力で取り組みます。

### 定款に定める事業（第4条関係）

- 1 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施に関する事業
- 2 文化芸術活動の支援、協働及び育成に関する事業
- 3 文化芸術資源の調査、収集、保存及び活用に関する事業
- 4 文化芸術の活性化を図るための情報収集と発信に関する事業
- 5 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## Ⅲ 事業の概要

- 1 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施に関する事業(第4条第1号関係) 171,915 千円

- (1) 大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ等の文化拠点施設（劇場）の規模や地域性を活かした公演等を企画するとともに、区民に優れた多様な文化芸術をより低廉な料金で鑑賞できる機会を充実します。
- (2) 大田区で活動するアーティスト、NPO等の文化芸術団体、企業等との連携により、大田区の地域特性や文化を活かした特色ある事業を展開してまいります。
- (3) 若手や地域ゆかりのアーティストの発掘に努め、活動の機会や発表の場を提供します。
- (4) 第29回目を迎える大田区在住作家美術展を、区民に親しまれる美術展として継承・発展させていきます。
- (5) 大田区所蔵絵画作品をアプリコ・アートギャラリーで展示し、大田区の文化資産を有効に活用していきます。
- (6) 区民参加型の事業やワークショップ等を実施することで、文化教養の向上に寄与するとともに、文化芸術の楽しさや素晴らしさをとおして、相互交流の機会を提供します。
- (7) 学校や地域へのアウトリーチ活動等を通じて、子ども達が一流の芸術に触れ、学ぶ機会を創造します。
- (8) 美術関係文化講演会や日本画講座を通じて、文化教養の向上に寄与するとともに、文化芸術に触れる楽しさを伝えていきます。
- (9) 平和都市宣言記念事業「花火の祭典」等の特色ある区の文化事業等を積極的に支援し、大田区の豊かな地域文化の形成と活性化に努めます。

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業数	経費
文化芸術の振興に資する公演事業 (主催・提携事業)	1 音楽部門 (内、定期2事業を含む)	16	171,915
	2 伝統芸能部門 (内、定期1事業を含む)	5	
	3 演劇舞踊部門	2	
	4 フェスティバル (みんなの音楽祭)	2	
	5 公演付随事業 ※1	4	
	6 地域連携事業 ※2	4	

文化芸術の振興に資する展示事業	1 在住作家美術展	1	
	2 アプリコ・アートギャラリー	1	
文化芸術の振興に資する普及事業 (各種講座・啓発事業)	1 プラザ映画鑑賞会	1	
	2 アプリコお昼のピアノコンサート	1	
	3 小中学校芸術体験アウトリーチ	2	
	4 小中学校課外活動支援事業	2	
	5 芸術体験ワークショップ	1	
	6 アプリコ舞台芸術創造事業	1	
7 美術関係文化講演会(2回)	1		
8 日本画講座(春・秋2回)	2		

◎公演事業1～4の詳細については、別紙添付資料をご覧ください。

- ※1 公演開催に伴い、公演周知や内容の理解を深める事を目的に実施する入門講座やワークショップ等
- ※2 文化芸術団体、商店街、地元企業等との連携により、屋外、商業ビル等で実施するイベント。

2 文化芸術活動の支援、協働及び育成に関する事業(第4条第2号関係) 24,170千円

- (1) 大田区で地域文化活動を行う団体等の芸術活動を助成、支援します。
- (2) 区民文化活動支援施設としてつくられた大田文化の森は、大田区と区民との協働を目的とした施設です。区民が自ら企画し、演じ、交流する場としてその意義を十分発揮できるよう、大田文化の森運営協議会への事業助成を実施します。

(単位：千円)

事業名	事業内容	経費
地域文化活動支援事業	共催、後援、助成等を実施します。	4,300
大田文化の森活動支援事業	大田文化の森運営協議会の活動に対し事業助成等を実施します。	19,870

3 文化芸術資源の調査、収集、保存及び活用に関する事業(第4条第3号関係) 70,153千円

- (1) 区民の貴重な文化芸術資源である龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館の収蔵作品・収蔵資料等の調査研究及び適切な修復を行い、文化資源の良好な保管・展示の充実ための環境整備に努めます。
- (2) 各記念館の展示においては、区民に見やすく、親しみがもてるようテーマを設定するなど、魅力ある展示企画を開催することで、より多くの区民に大田区の貴重な文化財産に接していただけるよう努めます。他の美術館等の交流を図るなど収蔵作品を有効に活用していきます。川端龍子生誕130周年記念展、熊谷恒子記念館開館25周年展を開催します。
- (3) 各記念館における各種ワークショップ、展覧会会期中のギャラリートーク・講演会等を開催し、区民の皆さまに日本画やかな書に興味を持っていただき、併せて各記念館について広い理解が得られるよう努めます。各記念館の普及活動を充実させるため、龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館の学芸員による連続講座を実施します。

(単位：千円)

事業名	事業内容	経費
文化芸術資源に関する事業	龍子記念館の運営（記念館・旧宅・公園） ※①③④	43,139
	熊谷恒子記念館の運営 ※②③④	14,828
	山王草堂記念館の運営 ※④⑤	7,939
	尾崎士郎記念館の運営 ※④⑤	4,247

※龍子記念館（通常展・企画展 4回）

熊谷恒子記念館（通常展・企画展 4回）

山王草堂記念館・尾崎士郎記念館（常設展示）

※区民参加型の事業やワークショップ

① 龍子記念館ギャラリートーク

② 熊谷恒子記念館ギャラリートーク

③ 夏休み子ども向けプログラム（龍子記念館・熊谷恒子記念館各1回）

④ 記念館講座

⑤ 馬込文士の足跡をたずねて

#### 4 文化芸術の活性化を図るための情報収集と発信に関する事業（第4条第4号関係） 11,960千円

協会が管理運営を行う文化拠点施設での貸館を含めた公演情報のほか、区、NPO等による地域文化芸術情報の収集、発信が期待されています。

広く区民に文化芸術情報を提供していくために、広く国際化を意識しながら施設情報や公演情報、地域情報などを発信していきます。

また、インターネットのコミュニティ型 Web サイトである SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を視野に入れ、より効果的な広報・宣伝を検討していきます。さらに、Web サイト、パンフレット等も国際化を意識し、将来的には多言語化に対応できるように検討します。

(単位：千円)

事業名	事業内容	経費
情報発信事業	広報誌発行～催し物案内など～ ホームページ、パンフレット等	11,960

#### 5 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業（第4条第5号関係） 600,785千円

(1) 文化拠点施設は、大田区民プラザ、区民ホール・アプリコ、大田文化の森といったホール・展示室・集会室等の機能を持った施設があります。当協会は、大田区の文化振興のため区と連携して、区民の自主的な文化活動の活性化に寄与し、身近に参加していただけるよう、より快適で利用しやすい施設を提供すべく、管理運営を行っていきます。

(2) アンケート調査等を実施し、区民の自主的な文化活動をより一層支援できるような施設運営を目指します。

(3) 施設を利用されるお客様に適切な情報提供や助言をすることで、文化芸術活動の促進に寄与できるよう

努めます。

(単位：千円)

事業名	事業内容	経費
文化拠点施設の管理運営に関する事業	〔施設名〕 大田区民プラザ 〔所在地〕 大田区下丸子 3-1-3	218,856
	〔施設名〕 大田区民ホール・アプリコ 〔所在地〕 大田区蒲田 5-37-3	142,722
	〔施設名〕 大田文化の森 〔所在地〕 大田区中央 2-10-1 (情報館の運営を含む)	239,207

6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業（第4条第6号関係） 25,150千円

(1) 受託チケット等の販売に関する事業（経費合計 500千円）

利用者が実施する公演のチケットを受託し、窓口で販売いたします。

(2) 大田区から受託するスポーツ施設等の管理運営に関する事業（経費合計 24,650千円）

大田区民プラザの体育室及びトレーニングルーム、大田文化の森のスポーツスタジオを、区民が安心して利用できるよう、定期点検を着実にを行い、適切な管理運営に努めます。

7 区民文化活動振興事業人件費 192,440千円

(1) 定款第4条第1～6号を達成するために必要な人件費

(単位：千円)

人件費	192,440
-----	---------